

## 市第98号議案

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの指定管理者  
の指定

次のように障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの指定管理者を指定する。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 岸 本 孝 男	平成23年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで

提 案 理 由

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）